

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度 標準準拠システム移行後の住民記録システム等とのデータ連携に伴う保健衛生システム改修業務委託	10 情報処理	日本コンピューター株式会社	6,600,000	R7.7.24	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 標準準拠システム移行後の住民記録システム等とのデータ連携に伴う保健衛生システム改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

本システムは現状、住民基本台帳システム、税務事務システム及び統合基盤システム（宛名連携、副本連携）とデータ連携を行っているが、令和8年1月に予定されている標準準拠システム（住民記録システム）への住民基本台帳システムの移行に伴い、本システムとデータ連携を行う上記の各業務システムのデータレイアウト等に変更が生じることで、本システムも改修する必要があるが、通常の運用保守業務で対応できる工数を上回るため、別途、本契約を締結し改修業務を委託するものである。

本契約による改修については、本システムを構成する業務アプリケーションの開発元である日本コンピューター株式会社が行う運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、本業務委託契約は、保健衛生システムの運用保守業者のみが受託可能業者となることから、上記契約相手方との間で特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所保健医療対策課